

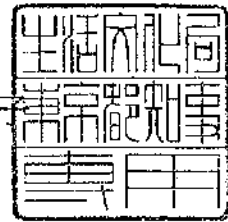
8生消企第244号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例（平成6年10月6日、東京都条例第110号）
第45条第2項第6号の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和8年8月6日

東京都知事 小池 百合子



記

東京都消費生活基本計画の改定について

諮 問 事 項

東京都消費生活基本計画の改定について

諮 問 の 趣 旨

都は、これまでも、主体的な消費行動への変革の促進、デジタル社会及びグローバル社会への対応、多様な主体との連携・協働による取組の強化という3つの視点に立ち、消費者被害の未然防止と拡大防止、不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成、消費者の安心・安全の確保、消費者教育の推進と持続可能な消費の普及及び消費者被害の救済に向け、積極的に消費生活行政を推進してきた。

近年における、AIをはじめとしたデジタル技術の革新的な変化、国際情勢の不安定化及び消費者と事業者との関係性の変化等の国内外の環境の変化は、都民の消費生活に大きな影響を及ぼしている。

第28次東京都消費生活対策審議会では、検討部会において、消費生活基本計画の改定に向け、都が目標とすべき姿として『消費者市民社会』において目指している『公正かつ持続可能な社会の形成』が示され、審議会に報告されたところである。

この方向性を踏まえ、主体的な消費行動を促進しつつ、多様な主体がそれぞれの立場を尊重しあい連携を図りながら、都民の消費生活の安全・安心を確保するため、消費生活行政をさらに積極的に推進していく必要があることから、令和10年度から令和14年度までの5年間の指針となる消費生活基本計画の改定について諮問するものである。